

ふるさとに生きる vol.26

= みんなでつくる人権尊重のまち =



えほん よ き
絵本の読み聞かせ

本年5月、オバマ大統領が、現職のアメリカ大統領として初めて広島を訪問されました。戦争は命を奪う重大な人権侵害であり、広島、長崎の原爆投下は許されるべきものではありません。原爆を投下した国の大統領が被爆地を訪れることは、歴史的に意義深いものです。今回の訪問が、核兵器のない平和な社会を構築していく一歩となることを切に期待しています。

また、女性や障がいのある方が社会参加しやすい社会をめざし、昨年9月には「女性活躍推進法」が、本年4月には「障害者差別解消法」が施行されました。このように、さまざまな人権にかかわる法整備が進められています。これらの法律が定めるような、お互いに個性を尊重し合いながら共生する社会の実現にむけた取組を私たち一人ひとりが考え行動していかなければなりません。

人が人を思いやり、認め合い支え合って、心豊かに暮らせる三木のまちをつくっていくためには、今、新たな一歩を踏み出し、人権の輪をみんなで大きく広げてまいりましょう。

み き し ち ょ う や が も と よ し ひ で
三木市長 敷 本 吉 秀

ふるさとへの想い

NHK 広島放送局
アナウンサー 出山 知樹

『命の尊さ』を伝えること

アナウンサーになったきっかけ

初めNHKを受けたとき、アナウンサーではなく、ディレクターが第1志望でした。映画監督にあこがれていたので映像作品を企画、立案、制作していく仕事をしたかったのです。しかし、アナウンサーとして採用され、途中で投げ出すのは悔しいところもあり、続けているうちに今に至っています。ただ、アナウンサーとして仕事をしながらでもラジオやテレビの番組制作に関わり、何本かのドキュメンタリーも制作することが出来ました。



アナウンサーになって、最初に和歌山放送局に赴任した頃、いきなり和歌山市長にインタビューする機会があり、つい最近まで学生だった自分が本当に聞いてもいいのか、戸惑ってしまったことを思い出します。また、ハチミツの採取を中継する番組でなかなかうまくいかなかったので、少し無理をして採取したら、怒ったミツバチに生放送中に腕を3か所も刺されて、ひどい目に遭ったこともありました(笑)。

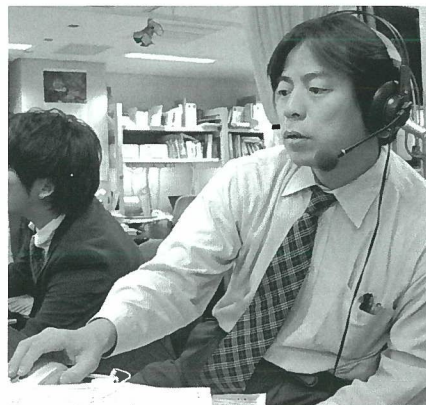
仕事をしているの苦労

アナウンサーの仕事では、ニュースを正確に読むことが求められます。原稿を間違っ読むと内外から手厳しいお叱りを受けます。特に重要なニュースの場合、アクセントやニュアンスが違っただけで意味が変わってしまうこともあるので、その点では常に苦労があります。また、テレビの場合は、髪型や箸の持ち方などで思わぬ批判をいただくこともあります。ほんの些細なことでもせっかくの放送が台無しになってしまう場合もあるので気を遣いますね。

仕事をする上で大切にしていること

仕事をする上では、自分の率直な印象を大切にしています。若い頃は、「こういうことが求められているのではないかと自分の意志に反して取り繕うようなことを言ってしまったこともありましたが、経験を重ねていくうちに、それでは、見ている人も共感できなかつたり、真実味がないように感じたりするのではないかなと思うようになりました。ですから、おかしいものはおかしい、良いものは良いと、自分が感じたことは、人を傷つけるような表現にならないよう気を配りながらも、率直にお伝えするようにしています。

私が入局後すぐに、阪神・淡路大震災があり、5年前には東日本大震災も起きました。さらに、熊本地震でも多くの方が被災されました。私自身もこれまで様々な災害現場も経験しました。また、広島で3度勤務していますので、原爆をテ



ま しゅざい き かい おお なか
マに取材する機会も多くありました。そうした中で、「なぜ、これだけ
おお ひと いのち うしな ほう そう すこ おお
多くの人が命を失わなければならなかったのか」「放送で少しでも多
いのち すぐ おも いのち とんと
くの命を救うことはできなかったか」と思うようになり、「命の尊さ」
かんが かんが じ ぶん て ー ま げん ぼく
について考えることが自分のテーマになってきました。原爆について
こ じん て き ひ ぼく しゃ おも つた じ しゅ えい が つく じょう えい
は、個人的にも被爆者の思いを伝える自主映画を作り、上映するなど
いのち とんと つた かつ どう こ じん おこな かんが
「命の尊さ」を伝える活動を個人としても行っていきたいと考えています。



み き し おも 三木市への想い

み き し こう こう と き み い あきまつ ねん れき し ぼこ
三木市には、高校の時に見に行った秋祭りや 1500 年の歴史を誇
かな もの でん とつ こ じん て き おも で み き えき まえ
る金物など、いい伝統がありますよね。個人的な思い出として、三木駅前のとともおいしかった
ら ー めん や いえ きんじょ おお この や だ みせ せよ
ラーメン屋や家の近所の大きなお好み焼きを出す店に通ったのも、とてもいい思い出です。

み き し こう こう じ だい ぶん が さい む く ら す せいしゅんどらま えい ぞう さく ひん かんせい
三木高校時代に、文化祭に向けて、クラスで、青春ドラマの映像作品を完成させたことがあり
ますが、この時のことが今の自分の原点になっていると思います。

わたし し ごと かん けい ぜん こく い き ま す が、ま だ ま だ み き し し かん こん こ
私は、仕事の関係で全国に行きますが、まだまだ三木市は知られていないと感じます。今後、
わか せ だい い い も く おも ぼ し ゃ
若い世代がさらにやりがいや生きがいを持って暮らしたいと思える場所になってほしいですし、
み き し ぜん こく あ び ー る おも
三木市のいいところをどんどん全国にアピールして行ってほしいと思います。

ぶ ろ う ふ い ー る プロフィール

み き し り つ じ けい おお ちゅう がう かい かな ざい だいがく けい ざい ぐく ぶ ぞつぎょう ねん へいせい ねん にゅうきやく て れ び
三木市立自由が丘中学校、三木高等学校を経て、金沢大学経済学部卒業後、1992年(平成4年)にNHK入局、テレビ
ら じ お にゅ ー す ばんぐみ おも ほう どう ばんぐみ たんどう ねん ど へいせい ねん ど ど め ひろしまほうぞうきょくきん む
とラジオのニュース番組など、主に報道番組を担当。2015年度(平成27年度)より3度目のNHK広島放送局勤務。
あ な う ん さ ー の 傍ら、らじおドラマ まい えんしゅつ おこな ねん へいせい ねん げんばく い めい ふう ふ えが
アナウンサーの傍ら、ラジオドラマや自主映画の演出も行う。2009年(平成21年)、原爆を生き抜いた夫婦を描いた
じ しゅ えい が うんめい せな かん とく かく ち じょう えい が つどう おこな
自主映画『運命の背中』を監督、各地で上映活動を行っている。

目 次

ひと おも ■人づくり(ふるさとへの想い) …… 1～2

いのち とんと つた
「命の尊さ」を伝えること

ぶ ら く さ べつ かいしやう ■部落差別の解消をめざして …… 3～4

どう わ た い さ く し ん き かい と う し ん ねん せい が
「同和对策審議会」答申(1965年)の成果

み き し しやうがくきんせい ど じゅうじつ
三木市における奨学金制度の充実について

だん じょ きやうどう さん かく しゃ かい ■男女共同参画社会をめざして …… 5～6

だん じょ きやうどう さん かく しゃ かい と りく み じょせい かつ や く す い し ん ほう
男女共同参画社会への取組と「女性活躍推進法」

しょうがい ひと じん けん ■障がいのある人の人権 …… 7～8

しょうがい しゃ さ べつ かいしやう ほう
障害者差別解消法ってなに？

こうぼう み き し り つ そうごうりん ぼ かん と りく み
やすらぎ工房の三木市立総合隣保館での取組

じん けん ぞんじやう ■人権尊重のまちづくりにむけて …… 9～10

さ べつ ちる し めん せん げん せい てい ねん
「差別を許さない市民宣言」制定から40年

じん けん きやう いく だん たい しょうかい ■人権教育団体の紹介 …… 11～12

あお やま ねっ と
「青山ふれあいネット」とは
とく てい ひ えい り かつ どう ほう じん ら り く ら す かつ どう
特定非営利活動法人 ラリグラスの活動

じん けん けい ほう しょうかい ■人権啓発ビデオの紹介 …… 13

ある へい じ
「ここから歩き始める」

わ ー く し ー と ■ワークシート …… 14

く ふう
どんな工夫がされていますか？

* 誰もが胸を張ってふるさとを名のりたい。心ふれあうふるさとにしたい。

啓発資料「ふるさとに生きる」は、この願いを込めて命名されました。

「同和对策審議会」答申(1965年)の成果

三木市における

奨学金制度の充実について

人権関係団体

西本公仁

1. 同和对策事業における奨学金制度（解放奨学金）

「同和对策審議会」答申において、同和地区住民は差別により就労と教育の機会を奪われ「きわだって低い教育文化水準」であることが示されました。

また、当時の高校への進学率は一般地区の半分であること、それに反して親の教育への関心は高く80%前後が子どもの進学を願っていると指摘しています。そして、同和对策は憲法に則り「教育を受ける権利（憲法第26条）・教育の機会均等（教育基本法第3条）に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進」すべきであることを述べています。そのことを受けて国は、1966年（昭和41年）に高等学校等進学奨励保護事業として、県においては高等学校教育奨励金給付事業として開始されました。

1969年（昭和44年）同和对策事業特別措置法が施行され、各自治体においても同和对策による奨学金制度が導入されました。

三木市においては、1968年（昭和43年）の高校進学率調査において、市全体の進学率が80.7%に対して同和地区の進学率は56%であり、大きな格差がある調査結果となりました。

その教育格差を解消するべく、1971年（昭和46年）より三木市独自の「三木市教育奨励事業」として、給付型奨学金制度が開始されました。奨学生申請基準は同和地区在住の子を対象者とし、1983年（昭和58年）からは所得基準が設けられました。その後、所得基準の変更等が行われ、2002年（平成14年）「地対財特法」の失効に伴い一般施策への経過措置を残し2005年度（平成17年度）をもって奨学金制度は廃止され、一般奨学金制度へと移行されました。

2. 奨学金制度（解放奨学金）の目的と成果

目的は、1. でも記したように同和地区生徒の教育の保障であり、それに加え重要なことは、奨学生自らが就学に努めるとともに、部落差別の解消の担い手となり社会に有為な

人材の育成でありました。奨学生は、年間3回程度の奨学生集会を開催し、奨学金制度の目的や奨学生の現状などの意見交換を行い、奨学生自らが奨学金制度の意味を確認する機会としていました。その結果、高校進学率にあっては1975年（昭和50年）以降、格差がなく高校への進学が行えるようになりました。大学への進学率においては1989年（平成1年）以降、2000年（平成12年）頃までは、県内の大学進学率とほぼ同等となっています。現状は社会状況の悪化により、格差拡大が懸念されます。

3. **新たな三木市教育委員会奨学金制度の導入**

教育委員会奨学金制度は、1955年（昭和30年）に発足し幾度かの規則改正を行い、給付型や貸与型で行われていました。しかし、奨学金制度（解放奨学金）の一般奨学金制度への移行に伴い、三木市の奨学金制度の見直しが検討されることとなりました。そして、教育委員会と人権関係団体との、よりよい教育委員会奨学金制度の創設が協議されました。その背景には、①奨学金給付制度の理念である、進学を希望するも経済的な事情により進学を断念する生徒を出すことなく、三木市在住生徒の教育の保障に資することが必要であるという、人権関係団体の強い要望があったこと。②2001年（平成13年）に制定された、「三木市人権尊重のまちづくり」条例を踏まえた、教育の保障に資すること。との大きな二つの方向性がありました。

その結果、

- I. 廃止される奨学金給付制度の予算を確保しながら、教育委員会奨学金制度の予算と合わせることで、より多くの生徒への門戸を開くこと。
- II. 高校生同様、大学生も給付型とすること。

など、給付額や所得基準の検討がなされ、2006年（平成18年）から現在の給付型教育委員会奨学金制度が導入されました。同和対策として取り組んできた理念が、進学を望む三木市全体の生徒への支援と繋がりました。

4. **現状と課題**

今日、経済格差が拡大する社会情勢にあり、保護者の貧困が子どもに及ぼす影響は大きなものとなっています。その結果、全国的には、子どもの6人に1人が貧困であるとの結果が出ており、子どもの教育にも大きな負の影響を及ぼしています。現在の三木市における子どもたちの家庭状況や、就学の把握が重要と思われます。「三木市人権尊重のまちづくり」のさらなる発展のため、教育委員会奨学金制度の拡充や、子どもたちへの支援制度創設の必要性があるのではないのでしょうか。



男女共同参画社会への取組と 「女性活躍推進法」

「女性活躍推進法」

女性の採用や昇進の機会を増やし、働きやすい環境を整えることをめざした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が、2015年（平成27年）9月4日から施行されています。基本原則としては、

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、本人の意思が尊重されるべきこと

の3つがあげられます。さらに、事業主行動計画の策定については、2016年（平成28年）4月1日から施行されました。10年間の時限立法となっています。

女性の人権

三木市男女共同参画センターでは、男女にかかわらずどちらも「自立した個人」として自己実現をめざせる男女共同参画社会の充実のために活動しています。

日本全体で少子高齢化が進み労働人口が減少する中、特に女性が社会で活躍できるよう国をあげて取り組んでいます。日本型社会では企業や組織の中で男性が組織上層部を占め、女性が比較的責任の軽い仕事に従事している様子が見られます。これは女性のライフサイクルの中で結婚による子育てや介護が大きく人生に影響を与え、家庭での労働が社会的労働よりも重要かつ法的な優遇（配偶者控除等）がなされていることに起因します。同時に結婚を機に一旦会社を退職するとそれまで培ってきたキャリアが軽んじられ、再就職時には、一から仕事を積み上げていかなければならない状況のように感じられます。

これは現在の日本社会の中で、女性は結婚により長期の就労が見込めないという企業のお考え方があり、女性の就労の大きな妨げになっています。このことを変えようとするのが、この「女性活躍推進法」です。そこで、女性自身もどのように人生設計が変化してもしっ

三木市男女共同参画センター運営委員長

川邊久美子



「女性企業家育成塾」

かりと自立し社会で生きていく力を蓄える、キャリアを積める仕事の仕方を考えなければならぬ時代になってきたといえます。

これからの日本は女性のライフスタイルの変化を理解しながら、キャリア構築の教育環境と、復職時の職場環境整備が大切になってきます。女性においても企業・組織の長期にわたっての経営計画の中でしっかりと責任を果たすという意識改革が必要とされています。

三木市男女共同参画センターの取組

人々の意識に形づけられている「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識を是正していくことや、社会の制度や慣行の中にある偏った意識を変えていくこと、また、女性のエンパワーメント^{*}を図るため、女性たちがネットワークを広げることや女性の人材育成支援を行っていくことを目的としています。

「男女共同参画週間記念講演会」……………

教育センター4階大研修室にて「笑い合える喜びを感じましょう」と題して、笑福亭瓶太さん(落語家)にご講演いただきました。男女共同参画をテーマにした落語を聞き、男女共同参画の大切さについて考えることができました。

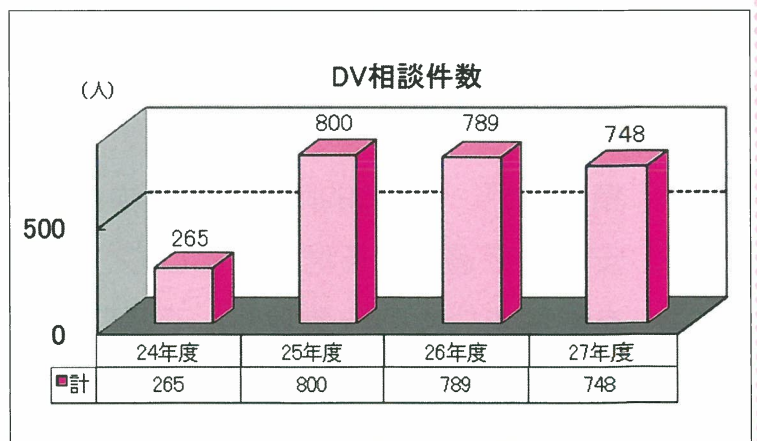


「弁護士による法律セミナー」……………

「知っておこう！セクハラ・パワハラ」と題した弁護士の西片和代さんの講演では、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの被害を受けた時の対応や、職場に求められる防止対策や、被害者支援のために職場がなすべきことについて知ることができました。

三木市DV相談室の取組

三木市では、2013年(平成25年)4月に「三木市DV相談室」を開設しています。そのため、平成25年度に相談件数が大きく増えています。これは、支援体制が充実し、潜在的にあった事案がDVであると認識され、相談件数が増加したものと考えられます。



^{*}社会、組織の構成員1人1人が、発展や改革に必要な力をつけること

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法ってなに？

ほうじん
NPO 法人そよかぜねっと やすらぎ工房
きたうえあやこ
北上 亜矢子

2016年（平成28年）4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が施行されました。この法律では障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。障がいがあることに対して配慮や支援をすることで、共に暮らしやすい環境にしていこうというものです。

この法律でうたわれている障がいを理由とする差別とは、不当な差別的取り扱い（例えば、障がいを理由に入店やサービス利用を断ること。）と合理的配慮の不提供（例えば、目の不自由な人に、必要な情報を文字だけで提供する。配慮が求められたのに何もしない。）としています。このような言葉で聞くとなんだかとても大変なことに感じたり、むずかしく感じたりするかもしれません。どんなにすごいことをしないとイケないのかと…。でも、実はこれはシンプルに「相手を思いやる」ということに置き換えることができるのではないのでしょうか。

あいて おも 「相手への思いやり」

その人が過ごしやすくなると「嬉しい」
その人の安心した姿がみられて「嬉しい」
お互いに気持ち良く過ごせて「嬉しい」



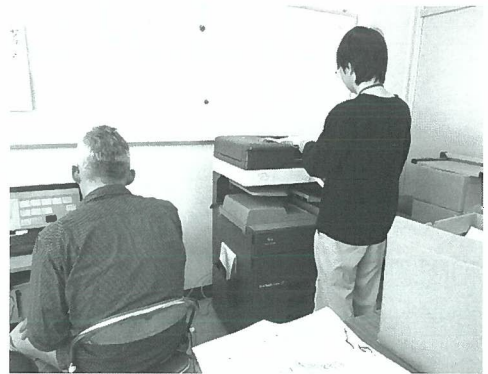
「一人ひとりがその人に対してどんなことができるだろうか？」という思いを持つことが全ての出発点になっているように思われます。この法律の一つのきっかけに、障がいのあるなしにかかわらず相手を思いやれる社会がよりいっそう広まることを願って止みません。

こうぼう やすらぎ工房とは？

- 精神障がい者・知的障がい者を中心とした就労支援事業所です。
- 安心して過ごせる居場所として、主体的に活動できる場所として、就労をめざすための作業場として、請負の軽作業やレクリエーション活動を行っています。
- さらに地域社会へ向けた障がい者問題に関する啓発活動を行っています。

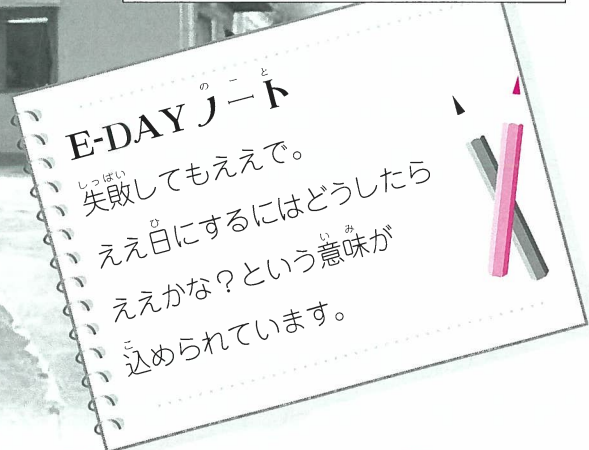
やすらぎ工房の三木市立総合隣保館での取組

やすらぎ工房では2014年度（平成26年度）から三木市立総合隣保館（人権推進課）においてスキャンやパソコンを用いて資料の保管作業（アーカイブズ）をしています。その作業に従事しているやすらぎ工房の利用者の方々は、就職（雇用）への階段を上っていくという目標（強い思い）があります。そのため、一人でも作業を行えるような作業マニュアルをつくること、また、雇用先の方々に雇用者一人ひとりの様子（得意・不得意、作業のどこにつまづいているのか、障がいの特性やかかわり方など）を伝えるための記録ノート（E-DAY ノート：えーでえノート）をつくることも支援員の大切な仕事になっています。



E-DAY ノートは、よりその人が仕事をしやすくするにはどういった支援が必要なのかを見つけて出すために、必要不可欠なものとなっています。周りの少しの工夫や支援（例：ゆっくり短い言葉で具体的に伝える・写真を用いたりマニュアルを作る・適度な休憩を入れる）で、その人が円滑に活動できるようになります。まさに「障害者差別解消法」でうたわれている“合理的配慮”が提供できるようになります。

試行錯誤の毎日ですが、これらの隣保館での作業を通じてこれからも利用者の方々の強みを活かした就労支援の取組を行っていきます。



「差別を許さない市民宣言」 制定から40年

しん どう てん し
進 藤 輝 司

1976年(昭和51年)1月24日(土)、三木農協会館(現JAみのり三木支店)第1ホールにおいて同和問題解消への指標として「差別を許さない市民宣言制定大会」が、市内各地域、職場及び団体等の代表者ら約650名が参集して開催されてから、今年1月で40年となりました。



裏方の一人として市民宣言制定に参画

その当時、三木市企画課公聴広報係長として関係各課の会議に出席して宣言文の素案づくりなど、この市民宣言制定の裏方の一人として参画しましたので、当時の広報紙と記憶をたどりながら次に記してみます。

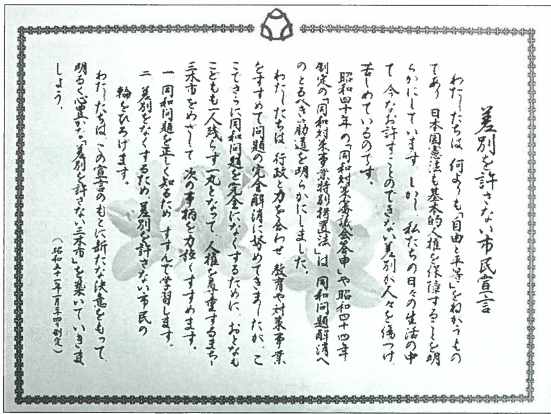
市民宣言制定への経緯・経過など広報紙で周知

まず「広報みき」(昭和50年11月20日発行 第270号)の1面中央に「差別を許さない市民宣言制定へ」の見出しで、それまでの経緯・経過や宣言文の原案などを示しました。明年(昭和51年)1月24日に制定大会を開くこと、そして「この宣言制定を契機に行政自らも点検し、新たな決意をもって同和問題解消をめざして取り組むものであり」、また、「市民のみなさんも市民宣言の意義を十分ご理解ご認識をいただき、更に同和問題を正しく知るため進んで学習に参加し、差別を許さない市民の輪をひろげる」ように呼びかけ、市民と行政が力を合わせて同和問題解決への決意を込めた内容の記事を掲載して周知を図ってまいりました。



市民宣言制定後の啓発活動

このような経過を経て市民宣言が制定され、公聴広報係では「広報みき」(昭和51年3月1日発行 第275号)で「市民宣言制定大会特集号」を発行し、早速、宣言文をはじめ小中学生の発表作文、各層(老人、成人、婦人、青年)代表者による決意表明文、それに講演要旨を掲載して趣旨の啓発を図りました。その後も月1回発行の「広報みき」に「市



民 わたしが拓く同和教育」の記事を連載するなど、同和問題解決に向けた紙面づくりに努力いたしました。

また「差別を許さない市民宣言のまち・三木市」の標柱を各市立公民館に設置するとともに、B3判の用紙に宣言文を毛筆で私が書き、それを印刷して額縁に入れて各公共施設等に掲出して頂くなど啓発活動に意を注ぎました。

人権尊重のまちづくりに少しでも寄与したい

2001年(平成13年)1月1日、「三木市人権尊重のまちづくり条例」が施行され、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人等の人権に関する問題の解決に向け、行政並びに市民挙げて懸命に取り組まれている現状です。満81歳になる私も一市民として住民学習会に参加するなど、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりに少しでも寄与したいと思っています。

プロフィール

三木市鳥町生まれ、中学校卒業後、昭和25年久留美村役場へ就職、昭和29年市制施行に伴い三木市役所に勤務し約40年。退職後は三木市高齢者大学教務主任を5年間務め、現在は「三木古文書研究会」会員として古文書の解読を続けている。

《人権尊重のまちづくりに向けて》

「差別を許さない市民宣言」を受けて、三木市では、同和問題などさまざまな人権問題に対する理解を深め、自分たちの生活をふりかえる「住民学習」や「市民じんけんの集い」など多くの人権研修や講演会のさらなる充実に取り組みできました。また、さまざまな市民意識調査や実態調査を行い、今後の人権教育・啓発の方針を決めるため、「三木市同和对策審議会答申」が第4次まで出され、そのことが、「三木市人権尊重のまちづくり条例」の施行につながっています。その後、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画・実施計画」を策定し、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決への確かな歩みを続けてまいりました。

そして、今年度、この「三木市人権尊重のまちづくり基本計画・実施計画」を見直すため、新たな調査を実施し、最新の状況を把握していきます。今後も、私たちが力をあわせ、人権文化あふれる「ふるさと三木」を創ってまいりましょう。



「青山ふれあいネット」とは...

あお やま ね っ と てん ま み 穂
 青山ふれあいネット 天満美穂

すべての市民が「共に生きる」社会の実現、人権が大切にされ明るく住みよいまちづくりを進めるため、地域での人権教育・啓発活動の推進役として活動を行っています。
 青山ふれあいネットは青山地区の各自治会長、人権教育指導員、社会教育推進委員が一緒になって、青山まちづくり協議会の人権教育を進めている組織です。

活動について

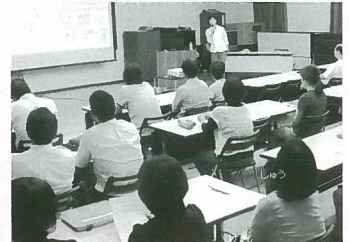
青山地区指導者リーダー人権研修を行い、年に一度講師を迎えて「ひと・まち・であいセミナー」を開催し、住民の皆様が人権にかかわる様々な問題について気づき、考えまたは心で感じていただく機会となるよう活動しています。
 過去に開催したリーダー人権研修（6月開催）・講演会（10、11月開催）の内容をご紹介します。

平成25年6月 「住みたい、住んでよかった町 青山づくりのために」

人権擁護委員 岩崎 良則さん

10月 「介助犬を知っていますか？」～介助犬シンシア、エルモとともに～

特定非営利活動法人
 日本介助犬アカデミー理事 木村 佳友さん



リーダー人権研修

平成26年6月 「ひとりひとりがヒーローとして輝くまちに」

～＜縁結び社会＞をめざして～
 三同教人権教育・啓発専門員 稲見 臣二さん

10月 「原発の町を追われて～避難民・双葉町の記録」
 市民映画監督 堀切さとみさん



「ひと・まち・であいセミナー」

平成27年6月 「人権感覚を見つめなおす」

人権教育指導専門員 猪坂 克子さん

11月 「今日から使えるコミュニケーション」
 ～心理を活用した想いの伝え方と、
 言葉を共有する傾聴～

講師 今村 明浩さん

青山のまちが誕生して30年がたちました。住みやすいまち、心のふるさととして互いに支えあい助けあい、互いを認めあいあたたかい絆でつながっていくことの大切さに気づくことを願い、生きづらさを感じたりする時にこそ青山のまちで育ったことを礎に人の縁を感じて共生できる社会の実現に向けて活動してまいります。

特定非営利活動法人 **ラリガラス**の活動

NPO 法人ラリガラス シュレスタあけみ

ラリガラスは、国連人権賞をアジア人として初めて受賞したネパール民主化の父 ガネシュマンを称えるために創設されたガネシュマンシンフォニアンデーション（プラカシュマンシン副首相が代表をつとめる平和財団）と連携したNPOです。

「ともに生きる・健全な生活と笑顔へ・気持ちつながる」という想いのもとに理事・岩村史子先生の気持ちを継ぎ、カトマンズ（ネパールの首都）と三木を結ぶ活動をしています。そして、日本とネパールをつなぐために、いっしょにかかわりを楽しみながら活動するボランティアを増やしていきたいと思ひます。



〈折り鶴を持つネパールの子ども〉

LIUB・姫路(日本)とカトマンズ(ネパール)実行委員NPOとして

ネパールの世界文化遺産都市ラトリプルにて、「世界自閉症啓発デー ライトイットアップブルー」を日本NPOとして共催しました。現地の大手新聞で報道されるなど、三木・姫路・カトマンズを結ぶ「世界文化遺産都市コラボ・カトマンズ×姫路城」は国境を越え、大きな評価をいただきました。三木市では、この活動にあわせ、「ブルーでつながる空とところ」というメッセージを書いた横断幕と一緒に参加者の写真撮影をしました。私たちの想いに共感してくださり、100枚近い写真と1200名を超える方々が参加してくださいました。また姫路城が青く染まった日、三木市役所前モニュメントをはじめ、三木市内でも初めて3か所が優しい青に染まりました。



〈三木市発横断幕メッセージリレー〉

カトマンズサポート

ネパールでは、障がいに対しては「かかわるべきでない」という意識が今でも深く根付いています。障がいのある子どもたちは、支援の手からこぼれ落ちてしまうことが多いのが現実です。そうした子どもたちのため、現地と連携して文具・医薬品などのサポートをしています。

夢列車「三木とカトマンズを結ぶ国際交流絵画展」

神戸電鉄のご厚意により、毎年、秋に約3週間、車両内に日本とネパールの子どもの描いた電車の絵を展示しています。三木市をはじめ、多くの後援をいただき、表彰式も開催されました。カトマンズからの参加者の多くは障がいのある子どもたちです。日本とネパールが、草の根交流の場を持てることは、障がいのある子どもたちに、大きな夢と自尊心を育んでくれます。

『ここから歩き始める』

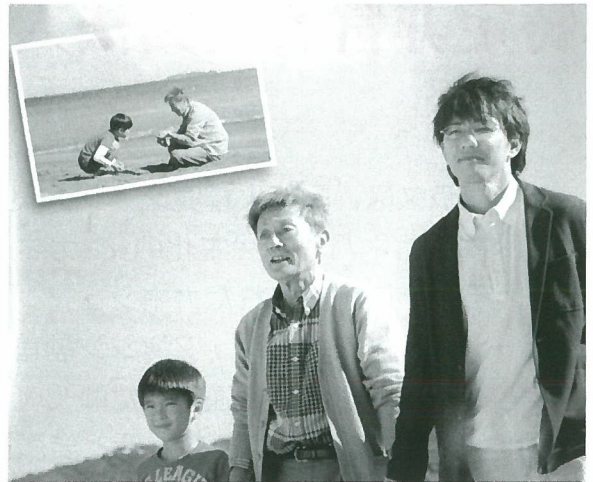
本年度のビデオ作品『ここから歩き始める』のテーマは、「高齢者の人権」～認知症を共に生きる～です。

日本における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進

んでいます。それに伴い、増加する認知症高齢者を社会全体で支えていく必要が生じます。2012年（平成24年）に、65歳以上の認知症の人は約462万人でしたが、2025年（平成37年）には、約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人になると推測されます。

高齢者を家族や地域でどのように支えていくか、また、高齢者自身の意欲や能力をどのように生かしていくかを考えることは、これからの私たちの大きな課題です。

この作品は、「認知症を共に生きる」をテーマに、超高齢社会のあり方を人の幸せと尊厳を守るといふ人権の視点から捉えます。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなの紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考えるきっかけとなるように、このドラマが制作されました。



学習の主なねらい

- 超高齢社会を迎え、日常生活の中で、どうすれば高齢者の尊厳が守られ、その豊かな経験や知識が尊重され、活用される地域社会づくりができるかを考える。
- 身近な人々との関係づくりやコミュニケーションのあり方について振り返り、相手を尊重した言葉遣いや行動ができていのかを考える。
- 認知症に対しては、正しい理解と、適切な対応をするための知識と技術が必要であり、そのためにふさわしい相談窓口・治療の方法があることを認識する。
- 自分自身や家族一人ひとりのこれからの未来について思いを巡らし、それぞれが安心して暮らすためにできることについて見つめ直す。

どんな工夫がされていますか？

□の中に書きましょう。



□



□



□



□



□



□

《ユニバーサルデザイン》

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように製品や建築物、生活空間などをデザインすることです。「合理的配慮」の充実を図る上で、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

み き し じんけん ぞんちよう じょうれい 三木市人権尊重のまちづくり条例

ぜん ぶん 前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると史料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

だい じゅう ちよくてき 第1条 (目的)

この条例は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

だい じゅう じ しみん やくわり 第2条 (市と市民の役割)

三木市は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策を積極的に推進する。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。
(以下省略)

へいせい ねん がつ つかいち じこう
(平成13年1月1日施行)

- ※ 尊 厳… 尊く、厳かで優してはならないこと。
- ※ 享 有… (権利などを) 生まれながらに持っていること。
- ※ 普遍的… (地域や国境を越えて) 広くゆき渡ること。
- ※ 思 料… 考えること。

ふるさとに生きる vol. 26

＝みんなでつくる人権尊重のまち＝

編 集 三木市・三木市教育委員会
人権問題啓発資料作成委員会

発 行 平成28年7月
三木市・三木市教育委員会

問い合わせ 三木市立総合隣保館
TEL. (0794-82-8388)

ホームページ <http://www.city.miki.lg.jp/>

平成28年度 人権問題啓発資料作成委員会

委員

- 西本 公仁 (人権関係団体)
- 川邊 久美子 (三木市男女共同参画センター運営委員会)
- 北上 亜矢子 (NPO法人そよかぜねっとやすらぎ工房)
- 天満 美穂 (青山ふれあいネット)
- シュレスタあけみ (NPO法人ラリガラス)
- 藤本 恵美 (三木市立上の丸保育所)
- 田中 裕貴子 (三木市立志染小学校)
- 田中 浩温 (三木市立緑が丘中学校)

事務局

三木市市民ふれあい部 人権推進課
三木市教育委員会こども未来部 学校教育課